

【 検査 】

759 可溶性インターロイキン-2 レセプター（sIL-2R）の算定について

《令和7年12月26日》

○ 取扱い

- ① 悪性リンパ腫に対するD009「36」可溶性インターロイキン-2 レセプター（sIL-2R）の算定は、原則として認められる。
- ② 次の傷病名に対するD009「36」可溶性インターロイキン-2 レセプター（sIL-2R）の算定は、原則として認められない。
 - (1) 急性リンパ性白血病
 - (2) 急性骨髓性白血病
 - (3) 慢性骨髓性白血病
 - (4) 脾腫
 - (5) 多発性骨髓腫
 - (6) ホジキンリンパ腫

○ 取扱いを作成した根拠等

可溶性インターロイキン-2 レセプター（sIL-2R）は、厚生労働省通知*において、「非ホジキンリンパ腫、ATL又はメトトレキサート使用中のリンパ増殖性疾患の診断の目的で測定した場合に算定できる。」と示されている。

悪性リンパ腫は、組織学的にホジキンリンパ腫と非ホジキンリンパ腫に大別されるが、本邦において、悪性リンパ腫の大半は非ホジキンリンパ腫とされている。「悪性リンパ腫」の傷病名で当該検査を算定している場合、非ホジキンリンパ腫である蓋然性が高いと考えられる（ホジキンリンパ腫の頻度は全悪性リンパ腫のうち5～10%程度）。

以上のことから、悪性リンパ腫に対する当該検査の算定は、ホジキンリンパ腫であると特定されている場合を除き、原則として認められると判断した。

なお、急性リンパ性白血病、急性骨髓性白血病、慢性骨髓性白血病、多発性骨髓腫に対する当該検査の算定は医学的に認められないと判断した。また、脾腫は病態であり、悪性リンパ腫以外でも脾腫を伴うことがあり、脾腫のみでは本検査の対象とはならない。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について